

「原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定書」および「高速増殖原型炉もんじゅ周辺環境の安全確保等に関する協定書」の改定について

平成 17 年 5 月 16 日
関 西 電 力 株 式 会 社
日本原子力発電株式会社
核燃料サイクル開発機構

関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社および核燃料サイクル開発機構は、「原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定書」および「高速増殖原型炉もんじゅ周辺環境の安全確保等に関する協定書」(以下「安全協定」という。)について、平成 16 年 8 月の関西電力美浜発電所 3 号機事故等を踏まえ、改定の検討を行ってきましたが、今般、福井県および立地市町との間で合意に達したことから、本日、安全協定を改定しました。

今回の改定では、協定の目的として「発電所従事者の安全確保」を追加し、関連する条文にも明記するとともに、「運転再開の協議」、「原子力防災対策」の条項を追加、「適切な措置」や「福井県と立地市町との一体的な運用」、「関係諸法令等の遵守等」の内容を明確化しています。

施設設置者である原子力事業者としては、改定された安全協定を遵守し、原子力発電所の安全確保に万全を期してまいります。

以 上

安全協定の改定内容の概要

①目的に、発電所従事者の安全確保を追加

- ・ 去年の美浜発電所3号機事故を踏まえ、発電所従事者の安全確保も福井県民の皆さまの安全・安心を確保する上で重要な課題であることから、安全協定の目的として、従来の「周辺環境の安全確保」に「発電所従事者の安全確保」を追加して明確にするとともに、関係する条文についても、「発電所従事者の安全確保」を明記。

→前文、第2条（関係諸法令等の遵守等）、第8条（立入調査等）、第10条（適切な措置）

②福井県および立地市町の一体運用を協定本文に明記

- ・ 安全協定を厳正に運用し、安全監視体制を強化する上で、福井県と立地市町（以下「甲」という）の一層の連携強化が重要であるという観点から、これまで覚書に記載されていた福井県と立地市町による協定の一体運用について、協定本文に明記。

→第1条（「甲」の解釈と運用）

③安全確保のための適切な措置の要求内容等を明記・拡充

- ・ 安全協定をより一層厳正に運用していくために、甲が求める適切な措置の内容として「原子炉の運転停止を含む原子炉施設等の使用制限」、「施設および運用方法の改善」などを具体的に明記。
- ・ さらに、甲が適切な措置を求める場合として、従来は「立入調査の結果」に限定していたが、「他の原子力発電所で発生した事故」での評価を踏まえて必要な場合には措置を求めることができるなど、範囲を拡充。

→第10条（適切な措置）

④運転再開の協議の追加

- ・ 適切な措置の内容として、「原子炉の運転停止」を明記したことを踏まえ、甲の求めに応じて運転停止した後の運転再開については、協議の対象とすることを明記。
- ・ また、もんじゅ事故や美浜発電所3号機事故のように国の事故調査委員会等が設置されるような大きな事故についても、「運転再開の協議」の対象とした。

→第11条（運転再開の協議）

⑤甲が事業者を求める取組内容の追加等

- ・ 美浜発電所3号機事故等を踏まえ、「関係諸法令等の遵守等」の項目に「品質保証活動の展開」、「高経年化対策の充実強化」、「発電所従事者の労働安全対策」、「技術情報の共有」等を追加。

→第2条（関係諸法令等の遵守等）

⑥原子力災害対策特別措置法や国民保護法の制定を受けた変更

- ・ 前回の改定以降制定された「原子力災害対策特別措置法」や「国民保護法」を踏まえ、「原子力防災対策」、「有事対策」について、事業者が求められる取組内容として追加するとともに、関係する条文を追加、修正。

→第2条（関係諸法令等の遵守等）、第10条（適切な措置）、第13条（原子力防災対策）

⑦美浜発電所3号機事故を踏まえた変更

- ・ 事業者の請負事業者に対する指導監督の充実として、的確な協力関係の構築を追加。

→第4条（請負事業者の指導監督等）

- ・ 美浜発電所3号機事故を踏まえ、異常事象報告対象の人の障害発生場所について、放射線管理区域内に限定していたものを、原子炉施設全体に拡大。

→第7条（異常時における連絡）

⑧その他

- ・ 表現や記載の適正化を実施。

⑨覚書での変更

- ・ 国の安全規制の強化等を踏まえ、保守運営状況（平常時における連絡）の連絡内容として、定期安全レビューや高経年化対策報告書、その他国の指示に基づく報告について追加。
- ・ 立入調査を実施するものに、甲が指定する学識経験者を明記。
- ・ 遵守すべき関係諸法令等に加え、国の安全規制の強化に伴って導入されている民間規格の積極的な取り入れを明記。
- ・ その他、協定改定に伴う修正や変更を行ったほか、前回改定以降に実施された、保安規定の記載の充実、原子力災害対策特別措置法の制定等を踏まえた表現の適正化等を実施。

<添付資料>

添付資料1：「原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定書」新旧比較表

添付資料2：「高速増殖原型炉もんじゅ周辺環境の安全確保等に関する協定書」
新旧比較表

添付資料3：「原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定書の運用に関する覚書」新旧比較表

添付資料4：「高速増殖原型炉もんじゅ周辺環境の安全確保等に関する協定書の運用に関する覚書」新旧比較表

「原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定書」新旧比較表

(1)

旧 (平成4年5月28日改定)	新 (平成17年5月16日改定)	備 考
「原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定書」 福井県および____市(町)(以下「甲」という。)と____(以下「乙」という。)とは、乙の____発電所(以下「発電所」という。)の設置および保守運営に伴う周辺環境の安全確保等について、次のとおり協定する。 (関係諸法令等の遵守等) 第1条 乙は、発電所の建設および保守運営に当たっては、周辺環境の安全を確保するため、万全の措置を講じなければならない。 2 乙は、関係諸法令等を遵守するとともに、この協定を誠実に履行しなければならない。	<変更箇所のみ記載。____は内容を変更した箇所(表現の適正化等の変更箇所は除く。)> 福井県および____市(町)(以下「甲」という。)と____(以下「乙」という。)とは、乙の____発電所(以下「発電所」という。)の設置および保守運営に伴う周辺環境および<u>発電所従事者の安全確保等</u>について、次のとおり協定する。 <u>(「甲」の解釈と運用)</u> 第1条 <u>甲である福井県および____市(町)は、協議の上、一体となって本協定の運用にあたるものとする。</u> (関係諸法令等の遵守等) 第2条 乙は、発電所の建設および保守運営に当たっては、周辺環境および<u>発電所従事者の安全確保等</u>のため、万全の措置を講じなければならない。 2 (変更なし)	○目的に、発電所従事者の安全確保を追加 ○県および立地市町が、協議の上、一体となって運用にあたることを、協定に明記 ○発電所従事者の安全確保を追加

(2)

旧 (平成4年5月28日改定)	新 (平成17年5月16日改定)	備 考
3 乙は、発電所の建設および保守運営に当たっては、安全管理体制の強化、品質保証の徹底、新技術の開発・導入、施設の改善および教育・訓練の充実を積極的に図るとともに、放射線業務従事者の被ばく低減および放射性廃棄物の放出低減等を図らなければならない。 (計画に対する事前了解) 第2条 乙は、発電所の新增設に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画および建設計画について、事前に甲の了解を得なければならない。 2 乙は、原子炉施設等に重要な変更を行おうとするときは、事前に甲の了解を得なければならない。	3 乙は、第1項の規定の実施に当たっては、次に掲げる事項に積極的に取り組まなければならない。 (1) <u>安全管理体制の強化および品質保証活動(作業管理等を含む。)の展開</u> (2) <u>新技術の開発および導入ならびに施設の改善</u> (3) <u>教育訓練の充実</u> (4) <u>高経年化対策の充実および強化</u> (5) <u>請負事業者およびメーカーその他の関連事業者との技術情報の共有</u> (6) <u>発電所従事者の労働安全対策、放射線業務従事者の被ばく低減および放射性廃棄物の放出低減</u> (7) <u>原子力防災対策、核物質防護対策および有事対策の充実</u> (8) <u>環境保全対策</u> (計画に対する事前了解) 第3条 (変更なし) 2 乙は、原子炉施設に重要な変更を行おうとするときは、事前に甲の了解を得なければならない。	○品質保証活動を明記 ○高経年化対策を追加 ○情報の共用化を追加 ○発電所従事者の労働安全対策を追加 ○核物質防護、有事対策および原子力防災対策を追加 ○環境保全対策を追加

旧 (平成4年5月28日改定)	新 (平成17年5月16日改定)	備 考
(請負事業者の指導監督) 第3条 乙は、請負事業者の行う教育・訓練、放射線管理、品質管理、作業管理等について、指導・監督の徹底を図らなければならない。 (事前連絡) 第4条 乙は、甲に対し、新燃料、使用済燃料および放射性廃棄物等の輸送計画について、事前に連絡しなければならない。 (平常時における連絡) 第5条 乙は、甲に対し、次の各号に掲げる事項について、定期的にまたはその都度遅滞なく連絡しなければならない。 (1) 発電所建設工事の進捗状況 (2) 発電所の保守運営状況（試験運転を含む。） (3) 環境放射能測定調査報告 (4) 冷却排水の調査報告	(請負事業者の指導監督等) 第4条 乙は、請負事業者が行う教育訓練、放射線管理、品質保証活動、作業管理等について、請負事業者に対する指導および監督の徹底を図るとともに、<u>請負事業者との的確な協力体制の構築</u>を図らなければならない。 (輸送計画の事前連絡) 第5条 乙は、甲に対し、新燃料、使用済燃料、放射性廃棄物等の輸送計画について、事前に連絡しなければならない。 (平常時における連絡) 第6条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、定期的にまたはその都度、遅滞なく連絡しなければならない。 (1) 発電所建設工事の進捗状況 (2) 発電所の保守運営（試験運転を含む。）の状況 (3) 環境放射能測定調査の状況 (4) 冷却排水調査の状況	○的確な協力体制の構築を追加

旧 (平成4年5月28日改定)	新 (平成17年5月16日改定)	備 考
(異常時における連絡) 第6条 乙は、甲に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに連絡しなければならない。 (1) 非常事態が発生したとき。 (2) 非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき。 (3) 不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏洩したとき。 (4) 計画外に原子炉または発電を停止したとき、もしくは不測の事態により出力が変動したとき。 (5) 発電所に故障が発生したとき。 (6) 発電所敷地内において火災が発生したとき。 (7) 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。 (8) 放射線業務従事者またはそれ以外の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。 (9) 前号の線量当量限度以下の被ばくであっても、特別の措置を行ったとき。 (10) 管理区域内で人に障害が発生したとき。 (11) 放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。 (12) 発電所の周辺環境に異常が発生したとき。 (13) その他国に報告する事項	(異常時における連絡) 第7条 (変更なし) (1) (変更なし) (2) 非常用炉心冷却設備その他の工学的安全施設が動作したとき。 (3) (変更なし) (4) 計画外に原子炉もしくは発電を停止したとき、または不測の事態により出力が変動したとき。 (5)～(7) (変更なし) (8) 放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。 (9) 前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。 (10) <u>原子炉施設等において人に障害が発生したとき。</u> (11)～(13) (変更なし)	○人の障害発生場所の範囲を拡大

旧 (平成4年5月28日改定)	新 (平成17年5月16日改定)	備 考
(立入調査等) 第7条 甲は、発電所の周辺環境の安全を確保するため必要があると認めるときは、乙に対して発電所の保守運営に関し報告を求め、または発電所に立入調査することができる。 2 乙は、前項の立入調査等に協力しなければならない。 3 第1項の規定により立入調査をする者は、その安全確保のため、乙の保安関係の規程に従うものとする。 (立入調査の同行) 第8条 甲は、前条の立入調査を行う場合において、発電所の保守運営に起因して、地域住民の健康および生活環境に著しい影響を生じたとき、または著しい影響を及ぼすおそれがあるときは、甲が認めた地域住民の代表者を同行することができるものとする。 2 前条第3項の規定は、前項の場合に準用する。	(立入調査等) 第8条 甲は、発電所の周辺環境または<u>発電所従事者の安全を確保</u>するため必要があると認めるときは、乙に対して発電所の保守運営に関し報告を求め、または発電所に立入調査することができる。 2 (変更なし) 3 (変更なし) (立入調査の同行) 第9条 甲は、前条第1項の立入調査を行う場合において、発電所の保守運営に起因して、地域住民の健康および生活環境に著しい影響を及ぼしたとき、または著しい影響を及ぼすおそれがあるときは、甲が認めた地域住民の代表者を同行することができるものとする。 2 前条第3項の規定は、前項に規定する者について準用する。	○発電所従事者の安全確保を追加

(6)

旧 (平成4年5月28日改定)	新 (平成17年5月16日改定)	備 考
(適切な措置) 第9条 甲は、第7条の規定に基づく立入調査の結果、周辺環境の安全確保のため特別の措置を講ずる必要があると認める場合には、国を通じ、または直接乙に対し、<u>適切な措置を講ずることを求めるものとし、乙は誠意をもってこれに応じなければならない。</u>	(適切な措置) 第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、国を通じ、または直接乙に対し、<u>原子炉の運転停止を含む原子炉施設等の使用制限、施設および運用方法の改善その他適切な措置を講ずることを求めることができる。</u> (1) 第8条第1項の規定による立入調査の結果、周辺環境または発電所従事者の安全を確保するため特別の措置を講ずる必要があると認められるとき。 (2) <u>事故または有事により放射性物質の放出のおそれがある場合で、周辺環境への被害を緊急に防止するため特別の措置を講ずる必要があると認められるとき。</u> (3) <u>他の原子力発電所で発生した事故の評価を踏まえ、発電所の周辺環境または発電所従事者の安全確保に著しい影響を及ぼすおそれがあり、直ちに特別の措置を講ずる必要があると認められるとき。</u> 2 乙は、前項の規定により必要な措置を講ずることを求められたときは、誠意をもって<u>速やかにこれに応じるとともに、その措置等について、甲に対して、適時報告しなければならない。</u>	○適切な措置に含まれる内容の明文化 ○立入調査の結果に限定していた措置要求ができる場合を拡充 ・ 発電所従事者の安全確保が必要なとき ・ 緊急の必要性が認められるとき ・ 他の原子力発電所の事故の反映が必要なとき

旧 (平成4年5月28日改定)	新 (平成17年5月16日改定)	備 考
(損害の補償) 第10条 発電所の保守運営に起因して地域住民に損害を与えた場合は、乙は、誠意をもって補償しなければならない。	<u>(運転再開の協議)</u> 第11条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>原子炉の運転の再開について、事前に甲と協議しなければならない。</u> (1) <u>第10条第1項の規定により、甲の求めに応じて原子炉の運転を停止したとき。</u> (2) <u>原子炉の運転を停止した事故において、国が事故調査のため特別に委員会等を設置したとき。</u> (損害の補償) 第12条 乙は、発電所の保守運営に起因して地域住民に損害を与えた場合は、<u>直ちに損害の拡大を防止するための対策その他必要な措置を講ずるとともに、誠意をもって補償しなければならない。</u> <u>(原子力防災対策)</u> 第13条 乙は、<u>原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。</u> 2 <u>乙は、甲が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。</u>	○運転を停止したときに、再開時の協議を追加 ○損害の拡大防止対策の実施を追加 ○原子力防災対策の充実・強化の追加

旧 (平成4年5月28日改定)	新 (平成17年5月16日改定)	備 考
(公衆への広報) 第11条 乙が、発電所に関して公衆に特別の広報を行う場合および報道発表を行う場合は、甲に対して連絡しなければならない。 (連絡の方法) 第12条 乙は、甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。 (1) 第2条、第4条および第5条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。ただし、第5条第3号に掲げる事項については、「福井県環境放射能測定技術会議」が作成した調査報告をもって、これにかえるものとする。 (2) 第6条および前条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。 (3) その他必要な事項については、甲乙協議し、別に定めるものとする。	(公衆への広報) 第14条 乙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲に対して連絡しなければならない。 (連絡の方法) 第15条 乙は、甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。 (1) 第3条、第5条および第6条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。ただし、第6条第3号に掲げる事項については、「福井県環境放射能測定技術会議」が作成した調査報告をもって、これにかえるものとする。 (2) 第7条および前条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。 (3) その他必要な事項については、甲および乙が協議して、別に定めるものとする。	

旧 (平成4年5月28日改定)	新 (平成17年5月16日改定)	備 考
(連絡の発受信者) 第13条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に処理できるようあらかじめ発受信責任者を定めるものとする。 (協定書の改定) 第14条 この協定書に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲乙いずれからその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲および乙は、誠意をもって協議するものとする。 (覚書) 第15条 この協定の施行に必要な細目については、甲乙協議のうえ、別に覚書で定めるものとする。 (疑義または定めのない事項) 第16条 この協定書に定める事項について、疑義が生じたとき、または定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。	(連絡の発受信者) 第16条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、発受信責任者を定めるものとする。 (協定書の改定) 第17条 この協定書に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲乙いずれからでもその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲および乙は、誠意をもってこの協定書の改定について協議するものとする。 (覚書) 第18条 この協定の施行に必要な細目については、甲および乙が協議の上、別に覚書で定めるものとする。 (疑義または定めのない事項) 第19条 この協定書に定める事項について疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。	

「高速増殖原型炉もんじゅ周辺環境の安全確保等に関する協定書」新旧比較表

(1)

旧 (平成4年5月29日締結)	新 (平成17年5月16日改定)	備 考
「高速増殖原型炉もんじゅ周辺環境の安全確保等に関する協定書」 福井県および敦賀市（以下「甲」という。）と核燃料サイクル開発機構（以下「乙」という。）とは、乙の高速増殖原型炉もんじゅ（以下「もんじゅ」という。）の設置および保守運営に伴う周辺環境の安全確保等について、次のとおり協定する。 （関係諸法令等の遵守等） 第1条 乙は、もんじゅの建設および保守運営に当たっては、周辺環境の安全を確保するため、万全の措置を講じなければならない。 2 乙は、関係諸法令等を遵守するとともに、この協定を誠実に履行しなければならない。	<変更箇所のみ記載。_____は内容を変更した箇所（表現の適正化等の変更箇所は除く。）> 福井県および敦賀市（以下「甲」という。）と核燃料サイクル開発機構（以下「乙」という。）とは、乙の高速増殖原型炉もんじゅ（以下「もんじゅ」という。）の設置および保守運営に伴う周辺環境および<u>もんじゅ従事者の安全確保等</u>について、次のとおり協定する。 <u>（「甲」の解釈と運用）</u> 第1条 甲である福井県および敦賀市は、<u>協議の上、一体となって本協定の運用にあたるものとする。</u> （関係諸法令等の遵守等） 第2条 乙は、もんじゅの建設および保守運営に当たっては、周辺環境および<u>もんじゅ従事者の安全確保等</u>のため、万全の措置を講じなければならない。 2 （変更なし）	○目的に、もんじゅ従事者の安全確保を追加 ○県および立地市町が、協議の上、一体となって運用にあたることを、協定に明記 ○もんじゅ従事者の安全確保を追加

(2)

旧 (平成4年5月29日締結)	新 (平成17年5月16日改定)	備 考
3 乙は、もんじゅの建設および保守運営に当たっては、安全管理体制の強化、品質保証の徹底、新技術の開発・導入、施設の改善および教育・訓練の充実を積極的に図るとともに、放射線業務従事者の被ばく低減および放射性廃棄物の放出低減等を図らなければならない。 (計画に対する事前了解) 第2条 乙は、もんじゅの新增設に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画および建設計画について、事前に甲の了解を得なければならない。 2 乙は、原子炉施設等に重要な変更を行おうとするときは、事前に甲の了解を得なければならない。	3 乙は、第1項の規定の実施に当たっては、次に掲げる事項に積極的に取り組まなければならない。 (1) <u>安全管理体制の強化および品質保証活動(作業管理等を含む。)</u>の展開 (2) <u>新技術の開発および導入</u>ならびに施設の改善 (3) 教育訓練の充実 (4) <u>高経年化対策の充実および強化</u> (5) <u>請負事業者およびメーカーその他の関連事業者との技術情報の共有</u> (6) <u>もんじゅ従事者の労働安全対策</u>、放射線業務従事者の被ばく低減および放射性廃棄物の放出低減 (7) <u>原子力防災対策、核物質防護対策および有事対策の充実</u> (8) <u>環境保全対策</u> (計画に対する事前了解) 第3条 (変更なし) 2 乙は、原子炉施設に重要な変更を行おうとするときは、事前に甲の了解を得なければならない。	○品質保証活動を明記 ○高経年化対策を追加 ○情報の共用化を追加 ○発電所従事者の労働安全対策を追加 ○核物質防護、有事対策および原子力防災対策を追加 ○環境保全対策を追加

旧 (平成4年5月29日締結)	新 (平成17年5月16日改定)	備 考
(請負事業者の指導監督) 第3条 乙は、請負事業者の行う教育・訓練、放射線管理、品質管理、作業管理等について、指導・監督の徹底を図らなければならない。 (事前連絡) 第4条 乙は、甲に対し、新燃料、使用済燃料および放射性廃棄物等の輸送計画について、事前に連絡しなければならない。 (平常時における連絡) 第5条 乙は、甲に対し、次の各号に掲げる事項について、定期的にまたはその都度遅滞なく連絡しなければならない。 (1) もんじゅ建設工事の進捗状況 (2) もんじゅの保守運営状況（試験運転を含む。） (3) 環境放射能測定調査報告 (4) 冷却排水の調査報告	(請負事業者の指導監督等) 第4条 乙は、請負事業者が行う教育訓練、放射線管理、品質保証活動、作業管理等について、請負事業者に対する指導および監督の徹底を図るとともに、<u>請負事業者との的確な協力体制の構築</u>を図らなければならない。 (輸送計画の事前連絡) 第5条 乙は、甲に対し、新燃料、使用済燃料、放射性廃棄物等の輸送計画について、事前に連絡しなければならない。 (平常時における連絡) 第6条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、定期的にまたはその都度、遅滞なく連絡しなければならない。 (1) もんじゅ建設工事の進捗状況 (2) もんじゅの保守運営（試験運転を含む。）の状況 (3) 環境放射能測定調査の状況 (4) 冷却排水調査の状況	○的確な協力体制の構築を追加

旧 (平成4年5月29日締結)	新 (平成17年5月16日改定)	備 考
(異常時における連絡) 第6条 乙は、甲に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに連絡しなければならない。 (1) 非常事態が発生したとき。 (2) 工学的安全施設が動作したとき。 (3) 不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏洩したとき。 (4) 計画外に原子炉または発電を停止したとき、もしくは不測の事態により出力が変動したとき。 (5) もんじゅに故障が発生したとき。 (6) ナトリウムを保有する系統設備からナトリウムが漏洩したとき (7) もんじゅ敷地内において火災が発生したとき。 (8) 放射性物質またはナトリウムの輸送中に事故が発生したとき。 (9) 放射線業務従事者またはそれ以外の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。 (10)前号の線量当量限度以下の被ばくであっても、特別の措置を行ったとき。 (11)管理区域内で人に障害が発生したとき。 (12)放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。 (13)もんじゅの周辺環境に異常が発生したとき。 (14)その他国に報告する事項	(異常時における連絡) 第7条 (変更なし) (1)～(3) (変更なし) (4) 計画外に原子炉もしくは発電を停止したとき、または不測の事態により出力が変動したとき。 (5)～(8) (変更なし) (9) 放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。 (10)前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。 (11)<u>原子炉施設等において人に障害が発生したとき。</u> (12)～(14) (変更なし)	○人の障害発生場所の範囲を拡大

旧 (平成4年5月29日締結)	新 (平成17年5月16日改定)	備 考
(立入調査等) 第7条 甲は、もんじゅの周辺環境の安全を確保するため必要があると認めるときは、乙に対してもんじゅの保守運営に関し報告を求め、またはもんじゅに立入調査することができる。 2 乙は、前項の立入調査等に協力しなければならない。 3 第1項の規定により立入調査をする者は、その安全確保のため、乙の保安関係の規程に従うものとする。 (立入調査の同行) 第8条 甲は、前条の立入調査を行う場合において、もんじゅの保守運営に起因して、地域住民の健康および生活環境に著しい影響を生じたとき、または著しい影響を及ぼすおそれがあるときは、甲が認めた地域住民の代表者を同行することができるものとする。 2 前条第3項の規定は、前項の場合に準用する。	(立入調査等) 第8条 甲は、もんじゅの周辺環境または<u>もんじゅ従事者の安全を確保</u>するため必要があると認めるときは、乙に対してもんじゅの保守運営に関し報告を求め、またはもんじゅに立入調査することができる。 2 (変更なし) 3 (変更なし) (立入調査の同行) 第9条 甲は、前条第1項の立入調査を行う場合において、もんじゅの保守運営に起因して、地域住民の健康および生活環境に著しい影響を及ぼしたとき、または著しい影響を及ぼすおそれがあるときは、甲が認めた地域住民の代表者を同行することができるものとする。 2 前条第3項の規定は、前項に規定する者について準用する。	○もんじゅ従事者の安全確保を追加

旧 (平成4年5月29日締結)	新 (平成17年5月16日改定)	備 考
(適切な措置) 第9条 甲は、第7条の規定に基づく立入調査の結果、周辺環境の安全確保のため特別の措置を講ずる必要があると認める場合には、国を通じ、または直接乙に対し、適切な措置を講ずることを求めるものとし、乙は誠意をもってこれに応じなければならない。	(適切な措置) 第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、国を通じ、または直接乙に対し、<u>原子炉の運転停止を含む原子炉施設等の使用制限、施設および運用方法の改善その他適切な措置</u>を講ずることを求めることができる。 (1) 第8条第1項の規定による立入調査の結果、周辺環境または<u>もんじゅ従事者の安全を確保</u>するため特別の措置を講ずる必要があると認められるとき。 (2) <u>事故または有事により放射性物質の放出のおそれがある場合で、周辺環境への被害を緊急に防止するため特別の措置を講ずる必要があると認められるとき。</u> (3) <u>他の原子力発電所で発生した事故の評価を踏まえ、もんじゅの周辺環境またはもんじゅ従事者の安全確保に著しい影響を及ぼすおそれがあり、直ちに特別の措置を講ずる必要があると認められるとき。</u> 2 乙は、前項の規定により必要な措置を講ずることを求められたときは、誠意をもって<u>速やかにこれに応じるとともに、その措置等について、甲に対して、適時報告しなければならない。</u>	○適切な措置に含まれる内容の明文化 ○立入調査の結果に限定していた措置要求ができる場合を拡充 ・ 発電所従事者の安全確保が必要なとき ・ 緊急の必要性が認められるとき ・ 他の原子力発電所の事故の反映が必要なとき

旧 (平成4年5月29日締結)	新 (平成17年5月16日改定)	備 考
(損害の補償) 第10条 もんじゅの保守運営に起因して地域住民に損害を与えた場合は、乙は、誠意をもって補償しなければならない。	<u>(運転再開の協議)</u> 第11条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>原子炉の運転の再開について、事前に甲と協議しなければならない。</u> <u>(1) 第10条第1項の規定により、甲の求めに応じて原子炉の運転を停止したとき。</u> <u>(2) 原子炉の運転を停止した事故において、国が事故調査のため特別に委員会等を設置したとき。</u> (損害の補償) 第12条 乙は、もんじゅの保守運営に起因して地域住民に損害を与えた場合は、<u>直ちに損害の拡大を防止するための対策その他必要な措置を講ずるとともに、誠意をもって補償しなければならない。</u> <u>(原子力防災対策)</u> 第13条 乙は、<u>原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。</u> 2 <u>乙は、甲が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。</u>	○運転を停止したときに、再開時の協議を追加 ○損害の拡大防止対策の実施を追加 ○原子力防災対策の充実・強化の追加

旧 (平成4年5月29日締結)	新 (平成17年5月16日改定)	備 考
(公衆への広報) 第11条 乙が、もんじゅに関して公衆に特別の広報を行う場合および報道発表を行う場合は、甲に対して連絡しなければならない。 (連絡の方法) 第12条 乙は、甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。 (1) 第2条、第4条および第5条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。ただし、第5条第3号に掲げる事項については、「福井県環境放射能測定技術会議」が作成した調査報告をもって、これにかえるものとする。 (2) 第6条および前条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。 (3) その他必要な事項については、甲乙協議し、別に定めるものとする。	(公衆への広報) 第14条 乙は、公衆に対して、もんじゅに関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲に対して連絡しなければならない。 (連絡の方法) 第15条 乙は、甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。 (1) 第3条、第5条および第6条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。ただし、第6条第3号に掲げる事項については、「福井県環境放射能測定技術会議」が作成した調査報告をもって、これにかえるものとする。 (2) 第7条および前条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。 (3) その他必要な事項については、甲および乙が協議して、別に定めるものとする。	

旧 (平成4年5月29日締結)	新 (平成17年5月16日改定)	備 考
(連絡の発受信者) 第13条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に処理できるようあらかじめ発受信責任者を定めるものとする。 (協定書の改定) 第14条 この協定書に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲乙いずれからその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲および乙は、誠意をもって協議するものとする。 (覚書) 第15条 この協定の施行に必要な細目については、甲乙協議のうえ、別に覚書で定めるものとする。 (疑義または定めのない事項) 第16条 この協定書に定める事項について、疑義が生じたとき、または定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。	(連絡の発受信者) 第16条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、発受信責任者を定めるものとする。 (協定書の改定) 第17条 この協定書に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲乙いずれからでもその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲および乙は、誠意をもってこの協定書の改定について協議するものとする。 (覚書) 第18条 この協定の施行に必要な細目については、甲および乙が協議の上、別に覚書で定めるものとする。 (疑義または定めのない事項) 第19条 この協定書に定める事項について疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。	

「原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定書の運用に関する覚書」新旧比較表

(1)

旧 (平成4年5月28日改定)	新 (平成17年5月16日改定)	備 考
「原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定書の運用に関する覚書」 福井県および____市(町)(以下「甲」という。)と_____(以下「乙」という。)とが、平成4年5月28日に締結した、原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定書(以下「協定書」という。)の運用に関し、協定書第15条に基づき、次のとおり覚書を交換する。 (「甲」の解釈と運用) 第1条 協定書における甲とは、「福井県および市(町)」をいい、それぞれの代表者である福井県知事(以下「知事」という。)および____市(町)長(以下「市(町)長」という。)が協議のうえ、一体となって運用にあたるものとする。 (関係諸法令等の遵守等) 第2条 協定書第1条第2項に定める「関係諸法令等」には、法令で定める基本規定および原子力安全委員会決定の指針類を含むものとする。	<変更箇所のみ記載。____内容を変更した箇所(表現の適正化等の変更箇所は除く)> 福井県および____市(町)(以下「甲」という。)と_____(以下「乙」という。)とが、平成17年5月16日に締結した、原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定書(以下「協定書」という。)の運用に関し、協定書第18条に基づき、次のとおり覚書を交換する。 (関係諸法令等の遵守等) 第1条 協定書第2条第2項に定める「関係諸法令等」には、法令で定める基本規定および原子力安全委員会決定の指針類を含むものとする。	○協定書第1条に移動のため削除

(2)

旧 (平成4年5月28日改定)	新 (平成17年5月16日改定)	備 考
(計画に対する事前了解) 第3条 協定書第2条第2項に定める「原子炉施設等」とは、原子炉設置許可申請書（添付書類を含む。）に記載する施設とする。 (事前連絡) 第4条 協定書第4条に定める「輸送」とは、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年12月28日総理府令第57号）第3条または第13条の規定による輸送および中性子源の輸送とする。	2 <u>乙は、協定書第2条第3項の規定の実施に当たっては、電気技術規程「原子力発電所における安全のための品質保証規程」にのっとり品質保証活動を推進するとともに、学協会等が定める規格等の導入に積極的に取り組むものとする。</u> (計画に対する事前了解) 第2条 協定書第3条第2項に定める「原子炉施設」とは、原子炉設置許可申請書（添付書類を含む。）に記載する施設とする。 (輸送計画の事前連絡) 第3条 協定書第5条に定める「輸送」とは、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号）第3条または第13条の規定による輸送および中性子源の輸送をいうものとする。	○民間規格等の積極導入を追加

旧 (平成4年5月28日改定)	新 (平成17年5月16日改定)	備 考
(平常時における連絡) 第5条 協定書第5条第1号に定める「発電所建設工事」とは、準備工事を含む工事着手から使用前検査終了までをいう。 2 協定書第5条第2号に定める「試験運転」とは、燃料装荷から使用前検査終了までをいう。 3 協定書第5条第1号、第2号および第4号に定める連絡は、次のとおりとする。 (1) 毎月連絡するもの ① 建設工事進捗状況 ② 保守運営状況 (2) 四半期ごとに連絡するもの ① 放射線業務従事者の被ばく管理状況 ② 放射性廃棄物の放出および保管状況 ③ 冷却排水調査状況 (3) 毎年度当初に連絡するもの ① 建設工事計画 ② 保守運営計画 ③ 教育訓練計画 (4) その都度連絡するもの ① 発電所の施設設置計画の変更 ② 発電所の計画的運転停止 ③ 定期検査等計画停止作業の結果 ④ 原子炉施設の安全確保に関する基本規定等の変更 ⑤ 発電用施設の解体または用途の廃止 ⑥ 発電所敷地利用計画の変更	(平常時における連絡) 第4条 協定書第6条第1号の「発電所建設工事」とは、準備工事を含む工事の着手から使用前検査の終了までをいうものとする。 2 協定書第6条第2号の「試験運転」とは、燃料装荷から使用前検査の終了までをいうものとする。 3 協定書第6条第1号、第2号および第4号の規定による連絡は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 毎月連絡するもの (変更なし) (2) 四半期ごとに連絡するもの (変更なし) (3) 毎年度当初に連絡するもの (変更なし) (4) その都度連絡するもの (①、②、④～⑥変更なし、⑦および⑧追加) ③定期検査その他の計画停止作業の結果 ⑦ <u>原子炉施設の定期的な評価の結果</u> ⑧ <u>発電所の安全確保に関し、国の指示に基づき報告した事項</u>	○定期安全レビューや高経年化対策報告書、国からの指示に基づく報告など、連絡内容の充実

旧 (平成4年5月28日改定)	新 (平成17年5月16日改定)	備 考
(異常時における連絡) 第6条 協定書第6条第1号に定める「非常事態」とは、地震、火災その他の原因によって相当な規模の放射線事故が発生し、または発生するおそれがある場合であって、発電所の通常組織では、その事故の原因除去、拡大防止等のための活動を迅速適切に行うことができない事態をいう。 2 協定書第6条第2号に定める「工学的安全施設が動作したとき」とは、工学的安全施設作動信号が発信したときとする。 3 協定書第6条第3号に定める「漏洩したとき」とは、次の場合とする。 (1) 排出施設以外から管理区域外に排出されたとき。 (2) 管理区域外で漏洩したとき。 (3) 排出施設から予期しない排出があったとき。 (4) 管理区域内での漏洩であって、人の退避、立入制限または運転上の特別の措置等を講じたとき。 (5) 環境に関連する放射線測定装置が設定値を超えたとき、またはそのおそれがあるとき。 (6) 周辺監視区域外の空气中または水中の放射性物質の濃度が法令で定める濃度限度を超えたとき、またはそのおそれがあるとき。 4 協定書第6条第4号に定める「計画外に原子炉または発電を停止したとき」とは、他の原子炉の事故等に起因して機器の点検のため停止したとき以外とする。 5 協定書第6条第4号に定める「不測の事態により出力が変動したとき」とは、機器の点検または給電指令等により出力が変動したとき以外とする。	(異常時における連絡) 第5条 協定書第7条第1号の「<u>非常事態</u>」とは、<u>周辺環境へ深刻な影響を及ぼすおそれがある事故が発生し、または発生するおそれがある場合であって、原子力事業者防災業務計画に基づき防災体制の配備が必要な事態をいうものとする。</u> 2 協定書第7条第2号の「工学的安全施設が動作したとき」とは、工学的安全施設作動信号が発信したときをいうものとする。 3 協定書第7条第3号の「漏洩したとき」とは、次に掲げるときをいうものとする。 (1)～(3) (変更なし) (4) 管理区域内における漏洩であって、人の退避、立入制限または運転上の特別の措置等を講じたとき。 (5) 環境に関連する放射線測定装置が設定値を超えたとき、または超えるおそれがあるとき。 (6) 周辺監視区域外の空气中または水中の放射性物質の濃度が法令で定める濃度限度を超えたとき、または超えるおそれがあるとき。 4 協定書第7条第4号の「計画外に原子炉もしくは発電を停止したとき」とは、他の原子炉の事故等に起因して機器の点検のため停止したとき以外のときとする。 5 協定書第7条第4号の「不測の事態により出力が変動したとき」とは、機器の点検、給電指令等により出力が変動したとき以外のときとする。	○原子力災害対策特別措置法の制定に伴う定義の明確化

旧 (平成4年5月28日改定)	新 (平成17年5月16日改定)	備 考
6 協定書第6条第5号に定める「発電所に故障が発生したとき」とは、次の場合とする。 (1) 第3項第5号の測定装置が機能を停止したとき、またはそのおそれがあるとき。 (2) 原子炉計装、安全保護系のプロセス計装に関連する測定装置が設定値を超えたとき。 (3) 定期検査等計画停止作業において、法令に基づく技術基準に適合しない欠陥があるとき、またはそのおそれがあるとき。 (4) 原子炉施設保安規定に定める運転上の制限値を超えたとき、または運転上の措置を取る必要があるとき。 (5) 前各号のほか、発電所の保守運営に支障を及ぼす故障が発生したとき。 7 協定書第6条第6号に定める「火災が発生したとき」とは、原子炉施設またはこれに関連する施設で火災が発生したときとする。 8 協定書第6条第7号に定める「事故」には、放射性汚染が車両または船舶内にとどまる事故および交通事故等を含むものとする。 9 協定書第6条第9号に定める「特別の措置を行ったとき」とは、放射線業務従事者等が、放射線障害を受けたおそれがあると医師が診断したときとする。	6 協定書第7条第5号の「発電所に故障が発生したとき」とは、次に掲げるときとする。 (1) 第3項第5号の放射線測定装置が機能を停止したとき、または停止するおそれがあるとき。 (2) 原子炉計装または安全保護系のプロセス計装に関連する測定装置が設定値を超えたとき。 (3) 定期検査その他の計画停止作業において、法令の規定に基づく技術基準に適合しない欠陥があるとき、または欠陥があるおそれがあるとき。 (4) <u>原子炉施設保安規定に定める運転上の制限を満足していないとき。</u> (5) 前各号に掲げるもののほか、発電所の保守運営に支障を及ぼす故障が発生したとき。 7 協定書第7条第6号の「火災が発生したとき」とは、原子炉施設またはこれに関連する施設で火災が発生したときをいうものとする。 8 協定書第7条第7号の「事故」には、放射性汚染が車両または船舶内にとどまる事故および交通事故等を含むものとする。 9 協定書第7条第9号の「特別の措置を行ったとき」とは、放射線業務従事者等が放射線障害を受けたおそれがあると医師が診断したときとする。	○保安規定の変更を踏まえた記載の適正化

旧 (平成4年5月28日改定)	新 (平成17年5月16日改定)	備 考
10 協定書第6条第10号に定める「障害が発生したとき」とは、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第97条第1項に基づき報告する障害が発生したときとする。 （立入調査） 第7条 協定書第7条第1項に定める立入調査は、知事と市（町）長が協議し、決定するものとする。ただし、市（町）長は、第1条の規定にかかわらず、緊急やむを得ないと判断したときは、知事に事前に連絡し、立入調査ができるものとする。 2 立入調査は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定める一般職の職員および同法第3条第3項第1号ならびに第3号に規定する職にある者で、甲が指定した者が行うものとする。 3 甲は、立入調査を行うときは、あらかじめ乙に対し、立入調査する者の氏名ならびに立入りの日時および場所を通告するものとする。	10 協定書第7条第10号の「<u>原子炉施設等において人に障害が発生したとき</u>」とは、<u>原子炉設置または放射性同位元素の使用に係る許可申請書（添付書類を含む。）に記載する施設（ただし事務建屋を除く。）内で、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第97条第1項に基づき報告する障害が発生したときとする。ただし、病気による場合および管理区域外で電気工作物の損傷または点検作業等に起因しない場合は除くものとする。</u> （立入調査） 第6条 協定書第8条第1項の規定による立入調査（以下「立入調査」という。）の実施は、福井県（以下「県」という。）と市（町）（以下「市（町）」という。）が協議して、決定するものとする。ただし、市（町）は、協定書第1条の規定にかかわらず、緊急やむを得ないと判断したときは、県に事前に連絡し、立入調査ができるものとする。 2 立入調査は、地方公共団体の一般職の職員ならびに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第1号および第3号に規定する職にある者で、甲が指定したものが行うものとする。また、<u>特に必要があると認めるときは、甲の職員のほか、甲が認めた学識経験者も立入調査ができるものとする。</u> 3 （変更なし）	○人の障害発生場所の範囲を拡大したことに伴う、定義の明確化 ○立入調査を行う者に、学識経験者を追加

旧 (平成4年5月28日改定)	新 (平成17年5月16日改定)	備 考
4 第1項ただし書きによる調査を行ったときは、市（町）長は、第1条に定める趣旨に則り、その終了後、知事に対し、結果の連絡および必要な協議を行うものとする。 (立入調査の同行) 第8条 協定書第8条に定める「甲が認めた地域住民の代表者」とは、発電所立地地域周辺の住居地域の住民の代表者とし、知事と市（町）長が協議し、決定した者とする。 2 立入調査に同行する者の数は、数名程度とし、必要の都度その数を、知事と市（町）長が協議し、決定するものとする。	4 第1項ただし書きの規定による立入調査を行ったときは、市（町）は、その終了後、県に対し、結果の連絡および必要な協議を行うものとする。 (立入調査の同行) 第7条 協定書第9条第1項の「甲が認めた地域住民の代表者」とは、発電所立地地域周辺の住居地域の住民の代表者とし、県と市（町）が協議し、決定した者とする。 2 立入調査に同行する者の数は、数名程度とし、必要の都度その数を、県と市（町）が協議して決定するものとする。 (適切な措置) 第8条 協定書第10条第1項第2号の「事故または有事」とは、<u>原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第2条に規定する原子力緊急事態に至るおそれがある場合、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条に規定する国民の保護のための措置が実施された場合などをいうものとする。</u>	○「事故または有事」の定義の明確化

旧 (平成4年5月28日改定)	新 (平成17年5月16日改定)	備 考
(連絡の発受信者) 第9条 甲および乙は、協定書第13条に定める発受信責任者を定める際には、連絡の円滑および確実を期するため、発受信責任者のほか、それぞれの代行者を定めるものとする。 (協議) 第10条 この覚書に定める事項について、あらたに必要な事項が生じたとき、変更する事由が生じたとき、または解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、定めるものとする。	(連絡の発受信者) 第9条 甲および乙は、円滑かつ確実な連絡を期するため、協定書第16条の発受信責任者のほか、その代行者を定めるものとする。 (協議) 第10条 この覚書に定める事項について、新たに必要事項が生じたとき、変更する事由が生じたとき、または解釈に疑義が生じたときは、甲および乙が協議の上、定めるものとする。	

「高速増殖原型炉もんじゅ周辺環境の安全確保等に関する協定書の運用に関する覚書」新旧比較表

(1)

旧 (平成4年5月29日締結)	新 (平成17年5月16日改定)	備 考
「原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定書の運用に関する覚書」 福井県および敦賀市（以下「甲」という。）と核燃料サイクル開発機構（以下「乙」という。）とが、平成4年5月29日に締結した、高速増殖原型炉もんじゅ周辺環境の安全確保等に関する協定書（以下「協定書」という。）の運用に関し、協定書第15条に基づき、次のとおり覚書を交換する。 （「甲」の解釈と運用） 第1条 協定書における甲とは、「福井県および敦賀市」をいい、それぞれの代表者である福井県知事（以下「知事」という。）および敦賀市長（以下「市長」という。）が協議のうえ、一体となって運用にあたるものとする。 （関係諸法令等の遵守等） 第2条 協定書第1条第2項に定める「関係諸法令等」には、法令で定める基本規定および原子力安全委員会決定の指針類を含むものとする。	＜変更箇所のみ記載。____内容を変更した箇所（表現の適正化等の変更箇所は除く）＞ 福井県および敦賀市（以下「甲」という。）と核燃料サイクル開発機構（以下「乙」という。）とが、平成17年5月16日に締結した、高速増殖原型炉もんじゅ周辺環境の安全確保等に関する協定書（以下「協定書」という。）の運用に関し、協定書第18条に基づき、次のとおり覚書を交換する。 （関係諸法令等の遵守等） 第1条 協定書第2条第2項に定める「関係諸法令等」には、法令で定める基本規定および原子力安全委員会決定の指針類を含むものとする。	○協定書第1条に移動のため削除

(2)

旧 (平成4年5月29日締結)	新 (平成17年5月16日改定)	備 考
(計画に対する事前了解) 第3条 協定書第2条第2項に定める「原子炉施設等」とは、原子炉設置許可申請書（添付書類を含む。）に記載する施設とする。 (事前連絡) 第4条 協定書第4条に定める「輸送」とは、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年12月28日総理府令第57号）第3条または第13条の規定による輸送、中性子源および冷却材に使用するナトリウムの輸送とする。	2 <u>乙は、協定書第2条第3項の規定の実施に当たっては、電気技術規程「原子力発電所における安全のための品質保証規程」にのっとって品質保証活動を推進するとともに、学協会等が定める規格等の導入に積極的に取り組むものとする。</u> (計画に対する事前了解) 第2条 協定書第3条第2項に定める「原子炉施設」とは、原子炉設置許可申請書（添付書類を含む。）に記載する施設とする。 (輸送計画の事前連絡) 第3条 協定書第5条に定める「輸送」とは、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号）第3条または第13条の規定による輸送、中性子源および冷却材に使用するナトリウムの輸送をいうものとする。	○民間規格等の積極導入を追加

旧 (平成4年5月29日締結)	新 (平成17年5月16日改定)	備 考
(平常時における連絡) 第5条 協定書第5条第1号に定める「もんじゅ建設工事」とは、準備工事を含む工事着手から使用前検査終了までをいう。 2 協定書第5条第2号に定める「試験運転」とは、燃料装荷から使用前検査終了までをいう。 3 協定書第5条第1号、第2号および第4号に定める連絡は、次のとおりとする。 (1) 毎月連絡するもの ① 建設工事進捗状況 ② 保守運営状況 (2) 四半期ごとに連絡するもの ① 放射線業務従事者の被ばく管理状況 ② 放射性廃棄物の放出および保管状況 ③ 冷却排水調査状況 (3) 毎年度当初に連絡するもの ① 建設工事計画 ② 保守運営計画 ③ 教育訓練計画 (4) その都度連絡するもの ① もんじゅの施設設置計画の変更 ② もんじゅの計画的運転停止 ③ 定期検査等計画停止作業の結果 ④ 原子炉施設の安全確保に関する基本規定等の変更 ⑤ 発電用施設の解体または用途の廃止 ⑥ もんじゅ敷地利用計画の変更	(平常時における連絡) 第4条 協定書第6条第1号の「もんじゅ建設工事」とは、準備工事を含む工事の着手から使用前検査の終了までをいうものとする。 2 協定書第6条第2号の「試験運転」とは、燃料装荷から使用前検査の終了までをいうものとする。 3 協定書第6条第1号、第2号および第4号の規定による連絡は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 毎月連絡するもの (変更なし) (2) 四半期ごとに連絡するもの (変更なし) (3) 毎年度当初に連絡するもの (変更なし) (4) その都度連絡するもの (①、②、④～⑥変更なし、⑦および⑧追加) ③定期検査その他の計画停止作業の結果 <u>⑦ 原子炉施設の定期的な評価の結果</u> <u>⑧ もんじゅの安全確保に関し、国の指示に基づき報告した事項</u>	○定期安全レビューや高経年化対策報告書、国からの指示に基づく報告など、連絡内容の充実

旧 (平成4年5月29日締結)	新 (平成17年5月16日改定)	備 考
(異常時における連絡) 第6条 協定書第6条第1号に定める「非常事態」とは、地震、火災その他の原因によって相当な規模の放射線事故が発生し、または発生するおそれがある場合であって、発電所の通常組織では、その事故の原因除去、拡大防止等のための活動を迅速適切に行うことができない事態をいう。 2 協定書第6条第2号に定める「工学的安全施設が動作したとき」とは、工学的安全施設作動信号が発信したときとする。 3 協定書第6条第3号に定める「漏洩したとき」とは、次の場合とする。 (1) 排出施設以外から管理区域外に排出されたとき。 (2) 管理区域外で漏洩したとき。 (3) 排出施設から予期しない排出があったとき。 (4) 管理区域内での漏洩であって、人の退避、立入制限または運転上の特別の措置等を講じたとき。 (5) 環境に関連する放射線測定装置が設定値を超えたとき、またはそのおそれがあるとき。 (6) 周辺監視区域外の空气中または水中の放射性物質の濃度が法令で定める濃度限度を超えたとき、またはそのおそれがあるとき。 4 協定書第6条第4号に定める「計画外に原子炉または発電を停止したとき」とは、他の原子炉の事故等に起因して機器の点検のため停止したとき以外とする。 5 協定書第6条第4号に定める「不測の事態により出力が変動したとき」とは、機器の点検または給電指令等により出力が変動したとき以外とする。	(異常時における連絡) 第5条 協定書第7条第1号の「<u>非常事態</u>」とは、<u>周辺環境へ深刻な影響を及ぼすおそれがある事故が発生し、または発生するおそれがある場合であって、原子力事業者防災業務計画に基づき防災体制の配備が必要な事態をいうものとする。</u> 2 協定書第7条第2号の「工学的安全施設が動作したとき」とは、工学的安全施設作動信号が発信したときをいうものとする。 3 協定書第7条第3号の「漏洩したとき」とは、次に掲げるときをいうものとする。 (1)～(3) (変更なし) (4) 管理区域内における漏洩であって、人の退避、立入制限または運転上の特別の措置等を講じたとき。 (5) 環境に関連する放射線測定装置が設定値を超えたとき、または超えるおそれがあるとき。 (6) 周辺監視区域外の空气中または水中の放射性物質の濃度が法令で定める濃度限度を超えたとき、または超えるおそれがあるとき。 4 協定書第7条第4号の「計画外に原子炉もしくは発電を停止したとき」とは、他の原子炉の事故等に起因して機器の点検のため停止したとき以外のときとする。 5 協定書第7条第4号の「不測の事態により出力が変動したとき」とは、機器の点検、給電指令等により出力が変動したとき以外のときとする。	○原子力災害対策特別措置法の制定に伴う定義の明確化

旧 (平成4年5月29日締結)	新 (平成17年5月16日改定)	備 考
6 協定書第6条第5号に定める「もんじゅに故障が発生したとき」とは、次の場合とする。 (1) 第3項第5号の測定装置が機能を停止したとき、またはそのおそれがあるとき。 (2) 原子炉計装、安全保護系のプロセス計装に関連する測定装置が設定値を超えたとき。 (3) 定期検査等計画停止作業において、法令に基づく技術基準に適合しない欠陥があるとき、またはそのおそれがあるとき。 (4) 原子炉施設保安規定に定める運転上の制限値を超えたとき、または運転上の措置を取る必要があるとき。 (5) 前各号のほか、もんじゅの保守運営に支障を及ぼす故障が発生したとき。 7 協定書第6条第7号に定める「火災が発生したとき」とは、原子炉施設またはこれに関連する施設で火災が発生したときとする。 8 協定書第6条第8号に定める「事故」には、放射性汚染が車両または船舶内にとどまる事故および交通事故等を含むものとする。 9 協定書第6条第10号に定める「特別の措置を行ったとき」とは、放射線業務従事者等が、放射線障害を受けたおそれがあると医師が診断したときとする。	6 協定書第7条第5号の「もんじゅに故障が発生したとき」とは、次に掲げるときとする。 (1) 第3項第5号の放射線測定装置が機能を停止したとき、または停止するおそれがあるとき。 (2) 原子炉計装または安全保護系のプロセス計装に関連する測定装置が設定値を超えたとき。 (3) 定期検査その他の計画停止作業において、法令の規定に基づく技術基準に適合しない欠陥があるとき、または欠陥があるおそれがあるとき。 (4) <u>原子炉施設保安規定に定める運転上の制限を満足していないとき。</u> (5) 前各号に掲げるもののほか、もんじゅの保守運営に支障を及ぼす故障が発生したとき。 7 協定書第7条第7号の「火災が発生したとき」とは、原子炉施設またはこれに関連する施設で火災が発生したときをいうものとする。 8 協定書第7条第8号の「事故」には、放射性汚染が車両または船舶内にとどまる事故および交通事故等を含むものとする。 9 協定書第7条第10号の「特別の措置を行ったとき」とは、放射線業務従事者等が放射線障害を受けたおそれがあると医師が診断したときとする。	○保安規定の変更を踏まえた記載の適正化

旧 (平成4年5月29日締結)	新 (平成17年5月16日改定)	備 考
10 協定書第6条第11号に定める「障害が発生したとき」とは、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第97条第1項に基づき報告する障害が発生したときとする。 （立入調査） 第7条 協定書第7条第1項に定める立入調査は、知事と市長が協議し、決定するものとする。ただし、市長は、第1条の規定にかかわらず、緊急やむを得ないと判断したときは、知事に事前に連絡し、立入調査ができるものとする。 2 立入調査は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定める一般職の職員および同法第3条第3項第1号ならびに第3号に規定する職にある者で、甲が指定した者が行うものとする。 3 甲は、立入調査を行うときは、あらかじめ乙に対し、立入調査する者の氏名ならびに立入りの日時および場所を通告するものとする。	10 協定書第7条第11号の「<u>原子炉施設等において人に障害が発生したとき</u>」とは、<u>原子炉設置または放射性同位元素の使用に係る許可申請書（添付書類を含む。）に記載する施設（ただし事務建屋を除く。）内で</u>、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第97条第1項に基づき報告する障害が発生したときとする。<u>ただし、病気による場合および管理区域外で電気工作物の損傷または点検作業等に起因しない場合は除くものとする。</u> （立入調査） 第6条 協定書第8条第1項の規定による立入調査（以下「立入調査」という。）の実施は、福井県（以下「県」という。）と敦賀市（以下「市」という。）が協議して、決定するものとする。ただし、市は、協定書第1条の規定にかかわらず、緊急やむを得ないと判断したときは、県に事前に連絡し、立入調査ができるものとする。 2 立入調査は、地方公共団体の一般職の職員ならびに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第1号および第3号に規定する職にある者で、甲が指定したものが行うものとする。また、<u>特に必要があると認めるときは、甲の職員のほか、甲が認めた学識経験者も立入調査ができるものとする。</u> 3 （変更なし）	○人の障害発生場所の範囲を拡大したことに伴う、定義の明確化 ○立入調査を行う者に、学識経験者を追加

旧 (平成4年5月29日締結)	新 (平成17年5月16日改定)	備 考
4 第1項ただし書きによる調査を行ったときは、市長は、第1条に定める趣旨に則り、その終了後、知事に対し、結果の連絡および必要な協議を行うものとする。 (立入調査の同行) 第8条 協定書第8条に定める「甲が認めた地域住民の代表者」とは、もんじゅ立地地域周辺の住居地域の住民の代表者とし、知事と市長が協議し、決定した者とする。 2 立入調査に同行する者の数は、数名程度とし、必要の都度その数を、知事と市長が協議し、決定するものとする。	4 第1項ただし書きの規定による立入調査を行ったときは、市は、その終了後、県に対し、結果の連絡および必要な協議を行うものとする。 (立入調査の同行) 第7条 協定書第9条第1項の「甲が認めた地域住民の代表者」とは、もんじゅ立地地域周辺の住居地域の住民の代表者とし、県と市が協議し、決定した者とする。 2 立入調査に同行する者の数は、数名程度とし、必要の都度その数を、県と市が協議して決定するものとする。 (適切な措置) 第8条 協定書第10条第1項第2号の「事故または有事」とは、<u>原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第2条に規定する原子力緊急事態に至るおそれがある場合、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条に規定する国民の保護のための措置が実施された場合などをいうものとする。</u>	○「事故または有事」の定義の明確化

旧 (平成4年5月29日締結)	新 (平成17年5月16日改定)	備 考
(連絡の発受信者) 第9条 甲および乙は、協定書第13条に定める発受信責任者を定める際には、連絡の円滑および確実を期するため、発受信責任者のほか、それぞれの代行者を定めるものとする。 (協議) 第10条 この覚書に定める事項について、あらたに必要な事項が生じたとき、変更する事由が生じたとき、または解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、定めるものとする。	(連絡の発受信者) 第9条 甲および乙は、円滑かつ確実な連絡を期するため、協定書第16条の発受信責任者のほか、その代行者を定めるものとする。 (協議) 第10条 この覚書に定める事項について、新たに必要事項が生じたとき、変更する事由が生じたとき、または解釈に疑義が生じたときは、甲および乙が協議の上、定めるものとする。	